

# 住宅改修リハ専門職による事前点検の取り扱い

## いの一部変更について

### ▶ 現在対象としている工事

平成 30 年 10 月事前申請分から、下記の工事については、リハ専門職の立ち合いによる事前点検を行っている。

#### ☑ 対象工事

- ①改修費が高額の工事 ⇒ 改修費が 20 万円以上の工事
- ②提出書類から現状が分かりにくいもの ⇒ 段差解消工事
- ③認定期間が短い方 ⇒ 認定期間が 1 年未満

また、事前にリハ専門職立ち合いの上住改の申請をしている場合で、専門職からの立ち合い証明書（様式任意）を提出していただいた場合は施工前点検を省略する取り扱いを行っていた。

### ▶ 今回の変更内容

#### ① 段差解消工事について

今まで、段差解消については、カタログ等に掲載してある既存のスロープの設置についても事前点検の対象としていたが、このようなスロープ設置については申請書類からも現状把握が可能と考えられるため、今後は、セメント等を使用してスロープや階段を製作し設置するもの等に限定する。

## ② 事前点検の省略の厳格化について

これまでは、事前にリハ専門職の立ち合いがあり、立ち合いを証明する書類等を添付してある分については、事前検査を省略可としていたが、介護給付費適正化の観点から、今後は前述の場合でも、保険者の立ち合いを行うものとする。

ただし、退院後すぐに生活する必要があるため、急を要する場合で、理由書にその内容を記載し保険者が承諾した場合に限り、今まで通り、リハ専門職の立ち合いを証明する書類等を添付して、事前点検を省略できることとする。

### 【記載例】

「現在〇〇病院へ入院中であり、△月△日に退院予定。退院後は今まで通り自宅での生活を希望されているが、昼間は独居状態であり、安心して生活するためには早急に■■に手摺りの設置が必要であるため、□月□日に、〇〇所属の PT 立ち合いのもと現場確認を行っている（別添添付資料あり）」

等の記載を理由書の中の【住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか】欄等に記載。

▶ 今後の住宅改修事前点検の対象工事

対象工事

①改修費が高額の工事 ⇒ 改修費が20万円以上の工事

②提出書類から現状が分かりにくいもの ⇒

段差解消工事のうちスロープや階段等を製作するもの

③認定期間が短い方 ⇒ 認定期間が1年未満

※ただし、退院後すぐに生活するため、早急に住宅改修が必要であり、

下記2条件を満たす場合に限り、事前点検を省略することができる。

1. その理由が理由書で確認できる。

2. 事前にリハ専門職の立ち合いを証明する書類（日付、所属、

氏名、押印等）を添付し、添付してある。

適用開始

・令和元年5月7日事前申請分から適用